

神田本『出雲国風土記俗解鈔』と神田厚敬

高橋 周

はじめに

『出雲国風土記俗解鈔』（以下、『俗解鈔』）は、『出雲風土記鈔』（以下、『風土記鈔』）の一種とされ、その写本の一つに神門郡古志郷の神田厚敬書写書入本（以下、神田本⁽²⁾）がある。その奥書によれば、神田本は寛政十二年（一八〇〇）に神田厚敬が書写した写本で、書写後も、厚敬自身により断続的に多くの書入がなされたと見られる。そして、厚敬は天保四年（一八三三）に『出雲国風土記大成』を著し、彼の風土記研究の集大成とする⁽³⁾。

厚敬については大日方克己氏⁽⁴⁾や佐藤雄一氏⁽⁵⁾による研究で触れられており、厚敬は学識豊かな人物として当時の出雲国内で認識されていたと分かる。さらに、古志村の比布智神社の春日信風との学問的交流も想定されている⁽⁶⁾。

本稿では、まず、神田本『俗解鈔』について本文や鈔文（注釈文）を検討し、『俗解鈔』として神田本よりも書写年が古い阿祢神社本と比較しながら、神田本の写本の特徴を捉えたい。その上で、神田本を書写した厚敬をめぐる学問的交流が窺える史料を紹介し、彼の風土記研究の一端を明らかにしたい。

一、神田本『俗解鈔』の検討

神田本『俗解鈔』については大日方克己氏による研究があり、これを参考に書誌的内容などを改めてまとめておきたい⁽⁸⁾。

神田本『俗解鈔』は乾巻・坤巻の二冊本である。乾巻は目録（二丁）、出雲国総記・意字郡（二二丁）、嶋根郡（一七丁）、秋鹿郡（九丁）、楯縫郡（七丁）、坤巻は目録（一丁）、出雲郡（一五丁）、神門郡（一三丁）、飯石郡（九丁）、仁多郡（九丁）、大原郡（二〇丁）、巻末総記（七丁）で構成される。

表紙には題箋が剥落した跡があり、加藤義成は、巻頭の鈔文に「俗解鈔曰」とあることから、外題を「出雲国風土記俗解鈔」と推定する⁽⁹⁾。阿祢神社本も外題の題箋を剥落させるが、本文冒頭に「出雲国風土記俗解鈔」とあり、加藤の推定は首肯されよう⁽¹⁰⁾。

本文の前後には、『風土記鈔』に特徴的な岸崎時照の序や松林寺宏雄による序、跋が付かない。巻末には日御崎神社本の奥書が挿入される。これは阿祢神社本も同様で、『俗解鈔』系統の写本の特徴と言える。また、巻末には日御崎神社本の奥書に続いて、「俗解鈔天和三（癸）亥五月／神門郡司岸崎佐久次時照」「同書跋者杵築松林寺宏雄法印」とあり、裏表紙見返しには「維時寛政十二庚申四月／神門郡古志郷神田厚敬写之」とある⁽¹¹⁾。日御崎神社本の奥書を含め、これらは筆致が同じであり、厚敬の筆と見てよい。

蔵書印などについては、両巻の表紙見返しに「乾坤二巻之内／中村甲文丘蔵」と墨書され、「守手之印」の朱印がある。また、両巻の表紙と二丁表には「朱櫻岡印」、同じく一丁表に「藤浪氏蔵」「紅桜文庫」「島根大學図書印」の印が認められる。

大日方氏によると、「朱櫻岡印」は杵築大社の社家で千家俊信に師事した中村守

臣の印。白亥翁と称し、亀丘・燕齋・朱桜岡と号した。安永八年(一七七九)の生まれで、千家・北島両国造家に侍講として仕えている。また、「守手之印」は、守臣の子の守手の印と見られる。さらに「藤浪氏蔵」は藤浪剛一の印。明治十三年(一八八〇)に旧名古屋藩侍医の家に生まれ、ウィーン大学に留学し、レントゲン学の第一人者となった。医学史学を発展させたことでも知られ、多数の蔵書が残る。⁽¹³⁾したがって、神田本は寛政十二年の書写後、杵築大社家中村家に伝わり、その後、藤浪剛一の手に渡り、島根大学附属図書館に蔵されたと分かる。

(一) 神田本文の検討

神田本には多数の書入があり、厚敬自らの見解だけでなく、千家俊信『訂正出雲風土記』や春日信風『訂正出雲風土記密勘』に依拠したものがある。一方でこれらとは別に、「本写二〇〇」などとする体裁の朱書の書入もある。

この朱書の書入は、厚敬が書写時に本文を校訂した際、校訂前の親本の字句を示した注と考えられる。例えば意宇郡郡名条では、初め「去豆乃折絶」と記すところ、「折」の傍らに朱書で「本作折」と書入し、「折」を擦り消して「打」と加筆する。この校訂は『訂正出雲風土記』に依拠したと考えられる。校訂した字句を直接本文として記す例もあり、朱書の書入を通して校訂の有無を確認できる。

したがって、この朱書の書入を見ると、神田本の親本(以下、神田本(親本))の異同も知ることができる。そこで、この書入に注目し、神田本(親本)の様相を検討する。その際、同じ『俗解鈔』系統で神田本より古い書写年を記す阿祢神社本⁽¹⁴⁾と、古代出雲歴史博物館本『風土記鈔』(以下、歴博本)、勝部氏本『風土記鈔』⁽¹⁵⁾、脱落本⁽¹⁷⁾に類する延宝五年(一六七七)書写の高野宮本『出雲国風土記』⁽¹⁸⁾、郷原家本『出雲国風土記』⁽¹⁹⁾を対校本とした。なお、本稿では本文冒頭より秋鹿郡条までを校異の対象とする。

① 高野宮本・郷原家本との関係

『俗解鈔』本文と高野宮本、郷原家本との関係は、別稿による阿祢神社本の検討を通して考察し、歴博本『風土記鈔』本文が郷原家本に近いのに対して、『俗解鈔』本文は高野宮本に近いと指摘した。⁽²⁰⁾

ここでは、神田本の書入を踏まえて改めて検討したい。

「表1」は、阿祢神社本・神田本(親本)が高野宮本・郷原家本と共有し、これを歴博本・勝部氏本が共有しない本文異同である。5「郡山如也」、27「郡内根部也」などの共有が特徴的であり、『俗解鈔』は『風土記鈔』の一種と位置付けられるが、歴博本や勝部氏本とは本文系統を異にすることは明らかである。

注目できる異同に29「周八十六歩」、34「正北一里(七里)」がある。

29「周八十六歩」は嶋根郡真屋嶋の四周の長さで、高野宮本・郷原家本は「周八十六里」とし、歴博本・勝部氏本は「周六里」とする。高野宮本・郷原家本の数値は明らかな誤字と言えるが、歴博本・勝部氏本とも一致しない。同条前後の島の四周は、松島八十歩、付島二里十八歩であり、「周八十六歩」は最も妥当な校訂と言える。「周八十六歩」は、阿祢神社本・神田本(親本)の共通の祖本における独自の校訂を反映したと考えられる。

また、34「正北一里(七里)」は秋鹿郡足日山の郡家からの里程で、阿祢神社本は「正北七里」、神田本(親本)は「正北一里」とする。歴博本・勝部氏本は「東北七里」とし、これも一致しない。一方で、高野宮本は「正北一里」とし、郷原家本も当初「正北一里」と記すが、後に「正」を「東」に、「一」を「七」に加筆している。つまり、神田本(親本)は高野宮本・郷原家本と一致するが、阿祢神社本は方位のみが対応する形になっている。この場合、阿祢神社本の祖本で校訂(あるいは誤写)が行われたのであろう。

「表2」は、阿祢神社本・神田本(親本)が高野宮本とのみ共有する異同である。先述したように『俗解鈔』本文は高野宮本に近く、「表1」の高野宮本・郷原家本

[表 1]

郡名	行番	条名	阿弥神社本 (本文)	阿弥神社本 (傍書等)	神田本 [親本]	神田本 (本文)	本文への所為	神田本 (傍書)	臣部本	脚部本	高野宮本	御家本
1 意字郡	67	龍折池	龍折池	龍折池	龍折池	折を擦り消し	同作折	×	×	龍折池	龍折池	龍折池
2 意字郡	83	采坐伊支	采坐社伊支	采坐社伊支				采坐「社」伊支	采坐伊支	采坐「采」伊支	采坐「采」伊支	采坐伊支
3 意字郡	88	采坐伊支	此処而留吾	此処而留吾				此処×××	此処×××	此処×××	此処而留吾	采坐伊支
4 意字郡	94	安来郷	箭鉾鎌撰	箭鉾鎌撰				箭鉾鎌撰	箭鉾鎌撰	箭鉾鎌撰	箭鉾鎌撰	箭鉾鎌撰
5 意字郡	125	餘戸里	大ニ里故云餘戸也郡山如也	大ニ里故云餘戸也郡山如也	大ニに加筆?		本編戸大ニ里故云餘戸也郡山如也トアリ非	大ニ里故云餘戸也	大ニ里故云餘戸也	大ニ里故云餘戸也	大ニ里故云餘戸也	大ニ里故云餘戸也
6 意字郡	133	出雲神戶	伊佐奈積	伊佐奈積			本作非	伊佐奈積	伊佐奈積	伊佐奈積	伊佐奈積	伊佐奈積
7 意字郡	153	新道院	置那根緒	置那根緒			本作御非致	置那根緒	置那根緒	置那根緒	置那根緒	置那根緒
8 意字郡	163	神社	意陀支社	伊陀支社			本作置	伊陀氏社	伊陀氏社	伊陀氏社	意陀支社	意陀支社
9 意字郡	184	草木	瑠璃	瑠璃			本御非致	瑠璃	瑠璃	瑠璃	瑠璃	瑠璃
10 意字郡	200	坂神嶋	青頭高	青頭高*			本御非致	青頭山高	青頭山高	青頭山高	青頭高	青頭高
11 嶋根郡	236	美保郷	×造天下大神	所・造天下大神			本ナシ非致	所造天下	所造天下	×造天下	×造天下	×造天下
12 嶋根郡	245	法吉郷	宇武賀比賣命	宇武賀比賣命			本作賀	宇武賀比賣命	宇武賀比賣命	宇武賀比賣命	宇武賀比賣命	宇武賀比賣命
13 嶋根郡	254	女岳山	*女岳山	女岳山			本作賀	女岳×	女岳×	女岳×	女岳山	女岳山
14 嶋根郡	260	草木	梅・栢櫛	梅・栢櫛*			本御也非致	海柘櫛	海柘櫛	梅・栢櫛	梅・栢櫛	梅・栢櫛
15 嶋根郡	267	加賀川	郡家正北*	郡家西北			本一正北トアリ	郡家西北	郡家西北	郡家正北	郡家正北	郡家正北
16 嶋根郡	271	鞠池	同里	同三里			本一トアリ	周三里	周三里	周三里	周三里	周三里
17 嶋根郡	275	朝野定戸	監製	監製*			本作置非致	監製	監製	監製	監製	監製
18 嶋根郡	295	磯加嶋	此淵*	此淵*			本作置非致	×淵「津也」	×	此淵	此淵	此淵
19 嶋根郡	308	宇里兵	宇里溪	宇由比溪			本此二字作里	宇由比溪	宇由比溪	宇里溪	宇里溪	宇里溪
20 嶋根郡	327	千助兵	郡家西北九里廿步	郡家東*北一十九里一百			本号二西北九里廿步	郡家西北一十九里一百	××西北一十九里一百	郡家西北九里廿步	郡家西北九里廿步	郡家西北九里廿步
21 嶋根郡	331	真屋嶋	真屋嶋	真屋嶋			トアリ非也	真嶋	真嶋	真屋嶋	真屋嶋	真屋嶋
22 嶋根郡	336	加賀神嶋	東西北道	東西北道*			本作道	東西北道	東西北道	東西北道	東西北道	東西北道
23 嶋根郡	339	加賀神嶋	御祖支佐加地賣命	御祖支佐加地賣命			本号二御祖支佐加地賣命トアリ面落ナリ	御祖与「支」左加地賣命	御祖与「支」左加地賣命	御祖支佐加地賣命	御祖支佐加地賣命	御祖支佐加地賣命
24 嶋根郡	353	通道	中海八十歩	中渡*八十歩			本作海非ナリ	中×八十歩	中×八十歩	中海八十歩	中海八十歩	中海八十歩
25 嶋根郡	358	郡司	社接石若	社部*1石臣*2			*1本注あり、*2作若非致	社接石臣	社接石臣	社接石若	社接石若	社接石若
26 秋鹿郡	397	郡勢野山	藤萩笋*1土*2	藤萩笋*1土*2			*1本号二笋葉作笋土	藤萩笋等	藤萩笋等	藤萩笋土	藤萩笋土	藤萩笋土
27 秋鹿郡	424	豊島兵	嶋根郡也部内根部也	嶋根郡也部内根部也			*2本号二部内根部二作リ非致	嶋根郡西秋鹿郡也	嶋根郡西秋鹿郡也	嶋根郡也部内根部也	嶋根郡也部内根部也	嶋根郡也部内根部也
28 秋鹿郡	437	郡司	外正八位下	大鏡*正八位下			本二外ノ字アリ是致	正八位下	正八位下	外正八位下	外正八位下	外正八位下
29 嶋根郡	332	真屋嶋	同八十六歩*	同八十六歩*			本八十六歩トアリ	子嶋…羽嶋	子嶋…羽嶋	子嶋…羽嶋	子嶋…羽嶋	子嶋…羽嶋
30 意字郡	201	子嶋…羽嶋	子嶋…羽嶋	子嶋…羽嶋			本ナシ	子嶋…羽嶋	子嶋…羽嶋	子嶋…羽嶋	子嶋…羽嶋	子嶋…羽嶋
31 嶋根郡	235	手染郷	猪鬚手染	猪鬚手染			本号作鬚非致	猪鬚手染	猪鬚手染	猪鬚手染	猪鬚手染	猪鬚手染
32 嶋根郡	269	法吉郷	鴨嶋須我毛	鴨嶋須我毛			本号作鬚非致	鴨嶋須我毛	鴨嶋須我毛	鴨嶋須我毛	鴨嶋須我毛	鴨嶋須我毛
33 嶋根郡	258	草木	五味子・漆・苦參・獨活	漆・五味子*・獨活			本二苦參アリ	漆・五味子・独活	漆・五味子・独活	漆・五味子・苦參・獨活	漆・五味子・苦參・獨活	漆・五味子・苦參・獨活
34 秋鹿郡	392	足白山	郡家正北七里	郡家東*1北七*2里			*1本号作正北致*2本号二七作一非致	郡家東北七里	郡家東北七里	郡家正北七里	郡家正北七里	郡家正北七里

[凡例] 阿弥神社本 (本文)・神田本 [親本] の大字が共有する異同。*が付く文字に校訂、傍書。「」は傍書の内容。「」は重ぬ書き。×は脱字。下表と同シ。

[表 2]

郡名	行番	条名	阿弭神社本 (本文)	阿弭神社本 (傍書等)	神田本の親本	神田本 (本文)	本文への所為	神田本 (傍書)	歴博本	勝部氏本	高野宮本	柳原家本
1 意宇郡	135	出雲神戸	天下大神大穴持	天下大神大穴持	天下大神大穴持	天下大神大穴持	「大神」傍書	本大神ノ二字アリ是ナリ	天下大穴持	天下大穴持	天下大神大穴持	天下大神大穴持
2 意宇郡	137	賀茂神戶	大神ノ之御子	大神ノ之御子	大神ノ之御子	大神ノ之御子	本ニコシ	本ニコシ	大神ノ之御子	大神ノ之御子	大神ノ之御子	大神ノ之御子
3 意宇郡	165	神社	以上卅八所	以上卅八所	以上卅八所	以上卅八所	本卅八ノアリ非ナリ	本卅八ノアリ非ナリ	四十所	四十所	卅八所	卅八所
4 意宇郡	185	草木	繁多也	繁多也	繁多*	繁多	本也ノアリ	本也ノアリ	繁多	繁多	繁多也	繁多
5 意宇郡	192	意宇河	入于入海	入于入海	入于入海	入于入海	本也二同シ	本也二同シ	入于海	入于海	入于入海	入于海
6 嶋根郡	234	手梁御	丁擧所造	丁擧所造	丁擧ノ造	丁擧ノ造	本所ノアリ	本所ノアリ	丁擧ノ造	丁擧ノ造	丁擧所造	丁擧ノ造
7 嶋根郡	240	乃結御	須佐ノ鳥命	須佐ノ鳥命	須佐能ノ鳥命	須佐能鳥命	本ノ非哉	本ノ非哉	須佐能鳥命	須佐能鳥命	須佐鳥命	須佐鳥命
8 嶋根郡	242	生馬御	二百九歩	二百九歩	二百九*歩	二百九歩	本六トアリ	本六トアリ	二百九歩	二百九歩	二百六「九」歩	二百九歩
9 嶋根郡	243	生馬御	詔ノ御子	詔ノ御子	詔吾ノ御子	詔吾御子	本ナシ	本ナシ	詔吾御子	詔吾御子	詔ノ「吾」御子	詔吾御子
10 嶋根郡	250	千郎殿	猶号千郎御	猶号千郎御	猶号*1號千郎*2	猶千郎号	*1本ナシ非哉*2本郷ノ字アリ非ナリ	*1本ナシ非哉*2本郷ノ字アリ非ナリ	猶千郎号	猶千郎号	猶号千郎御	猶千郎号御
11 嶋根郡	250	神社	布自伎美社	布自伎美社	布自伎美社	布自伎美社	本作美	本作美	布自伎美社	布自伎美社	布自伎美社	布自伎美社
12 嶋根郡	250	神社	同波夜御武自社	同波夜御武自社	同波夜御武志*1*2社	同波夜御武志社	*1本作自*2一本別ノ字ナシ	*1本作自*2一本別ノ字ナシ	同波夜御武志社	同波夜御武志「別」社	同波夜御武自社	同波夜御武自社
13 嶋根郡	250	神社	川上社	川上社	川上社	川上社	本作河	本作河	川上社	川上社	河上社	河上社
14 嶋根郡	250	神社	尔佐野并加志能為社	尔佐野并加志能為社	尔佐加志能為社	尔佐加志能為社	本野并ノアリノ能ノ字アリ	本野并ノアリノ能ノ字アリ	尔佐加志能為社	尔佐加志能為社	尔佐野并加志能為社	尔佐野并加志能為社
15 嶋根郡	252	神社	荒波比社	荒波比社	阿羅波比社	阿羅波比社	本作荒波	本作荒波	阿羅波比社	阿羅波比社	荒波比社	荒波比社
16 嶋根郡	252	神社	同ノ社	同ノ社	同ノ社	同ノ社	本比ニ字ナシ	本比ニ字ナシ	同ノ社	同ノ社	同ノ社	同ノ社
17 嶋根郡	252	神社	河原社	河原社	川ノ原社	川原社	本作河	本作河	川原社	川原社	河原社	河原社
18 嶋根郡	252	神社	同加佐那志社	同加佐那志社	*加佐奈志社	加佐奈子社	「同」本ニアリ	「同」本ニアリ	加佐奈子社	加佐奈子社	同加佐那志社	同加佐那志社
19 嶋根郡	252	神社	檜置社	檜置社	比加夜社	比加夜社	本置置ノアリ	本置置ノアリ	比加夜社	比加夜社	檜置社	檜置社
20 嶋根郡	252	神社	稲上社	稲上社	*伊奈須美社	伊奈須美社	本作稲上	本作稲上	伊奈須美社	伊奈須美社	稲上社	稲上社
21 嶋根郡	252	神社	布弥保社	布弥保社	布夜保社	布夜保社	本作弥	本作弥	布夜保社	布夜保社	布弥「夜」保社	布弥「夜」保社
22 嶋根郡	252	神社	一矢社	一矢社	一夜ノ社	一夜社	本作矢	本作矢	一夜社	一夜社	一矢社	一矢社
23 嶋根郡	252	神社	勝間社	勝間社	加都麻社	加都麻社	本作勝間	本作勝間	加都麻社	加都麻社	勝間社	勝間社
24 嶋根郡	252	神社	諸山野所在	諸山野所在	諸山ノ所在	諸山所在	本高七丈ノアリ二百脱セリ	本高七丈ノアリ二百脱セリ	諸山所在	諸山所在	諸山野所在	諸山野所在
25 嶋根郡	253	草木	高七丈	高七丈	高二百七十丈*	高二百七十丈	本高七丈ノアリ二百脱セリ	本高七丈ノアリ二百脱セリ	高二百七十丈	高二百七十丈	高七丈	高「七」丈
26 嶋根郡	258	草木	諸山野所在	諸山野所在	諸山ノ所在	諸山所在	本高七丈ノアリ二百脱セリ	本高七丈ノアリ二百脱セリ	諸山所在	諸山所在	諸山野所在	諸山野所在
27 嶋根郡	263	水害河	入于入海	入于入海?	入于ノ海	入于ノ海	本入■■■■■■是哉	本入■■■■■■是哉	入于ノ海	入于ノ海	入于入海	入于海
28 嶋根郡	284	御原崎	常任殿ノ南海	常任殿ノ南海	常任殿ノ南海	常任殿ノ南海	本写ニコシ	本写ニコシ	常任殿ノ南海	常任殿ノ南海	常任殿ノ南海	常任殿ノ南海
29 嶋根郡	312	土嶋	十船可漕泊	十船可漕泊	十船可泊	十船可泊	本北間ニ漕ノアリ非	本北間ニ漕ノアリ非	十船可泊	十船可泊	十船可漕泊	十船可漕
30 嶋根郡	319	乃結兵	廣一百八十歩	廣一百八十歩	廣一里八十歩	廣一里八十歩	本作百	本作百	廣一里八十歩	廣一里八十歩	廣一百八十歩	廣一里八十歩
31 嶋根郡	350	北海雜物	字或作餅×	字或作餅×	字或作餅*	字或作餅	本作ナシ	本作ナシ	字或作餅	字或作餅	字或作餅×	字或作餅
32 秋鹿郡	399	草木	貝母・xx*	貝母・xx*	貝母・牡丹*	貝母・牡丹	本写ニ此ノ字ナシ	本写ニ此ノ字ナシ	貝母・牡丹	貝母・牡丹	貝母・xx「牡丹」	貝母・牡丹
33 秋鹿郡	401	草木	薇・x	薇・x	薇・厥*	薇・厥	本写ニナシ	本写ニナシ	薇・厥	薇・厥	薇・x	薇・厥

で共有する異同も、高野宮本に近い写本を介したと見てよいだろう。

高野宮本との関係では、いくつか注目すべき点がある。

一つは、嶋根郡朝酌郷条と山口郷条の記載順である。脱落本・補訂本ともに多くの写本は朝酌郷・山口郷の順で各郷条を記載するが、高野宮本と阿祢神社本は山口郷・朝酌郷の順で記載している。神田本にも朝酌郷条に朱書で「本ニ山口ノ下ニアリ」と書入され、親本は高野宮本と同じであったと分かる。

また、嶋根郡前原埼条での「本草綱目」の一文の竄入も特徴的である。この一文は蓬左文庫本や日御崎神社本で嶋根郡蛭蛸嶋条に付された頭注に由来する。ところが、高野宮本では蛭蛸嶋条の前条の前原埼条に竄入し本文化している。これについても、阿祢神社本・神田本はともに高野宮本と同様なのである。すなわち、この竄入は高野宮本、阿祢神社本、神田本の共通の祖本で生じたものを継受したと言える。さらに、嶋根郡神社条(11〜24)の異同が、阿祢神社本・神田本(親本)ともに歴博本・勝部氏本ではなく、高野宮本で補訂された神社名と一致する⁽²¹⁾ことが注目される。

高野宮本の神社条の補訂を見ると、本文と別筆で、書写後の書入と言えらる。ただし、本文書写時に脱落本で共通して記載される四つの神社名を記した後、空白を作り、さらに丁面を改めて半丁全てを空白とし、またその丁の裏にも二行分の空白を作って、次の条文を記している。なお、四つの神社名は後で付箋が貼付され、改めて補訂の神社名が記される。数行分の空白は郷原家本などにも見られるが、このような空白は他例に無く、補訂を予定して書写されたようにも捉えられる。したがって、補訂は本文書写後に間もなく行われたと考えられよう。

また、その補訂は、本文と奥書の間に入られた日御崎神社本の奥書と「埼」の旁などから同筆と考えられる。この奥書の書入は狭い行間に軸を斜めに記されており、補足的に記されたようである。この書入には同筆で「此風土記ト申ハ日御崎建立ノ時紀州様ヨリ御寄進在之、其時御添書ヲ爰ニ書載畢ヌ」と付註があり、その経

緯も分かる。同じ奥書を載せる『俗解鈔』にかかる注記は見られないため、高野宮本での書入が先行することは明らかである。

こうした様相からすると、『俗解鈔』本文は高野宮本と祖本を同じくしており、高野宮本での補訂や書入を踏まえて成立したと見ることが出来る。

② 『風土記鈔』との関係

次に、阿祢神社本・神田本と『風土記鈔』(歴博本・勝部氏本)との関係を見る。「表3」は、阿祢神社本・神田本(親本)の一方が『風土記鈔』と異同を共有し、かつ、一方が高野宮本・郷原家本と異同を共有する例で、かかる異同を多数確認できる。

1〜30は阿祢神社本と『風土記鈔』が共有する例である。とりわけ、24〜30から阿祢神社本と勝部氏本との関係が窺え、阿祢神社本と『風土記鈔』の異同の共有は、勝部氏本系統の写本に由来すると考えられる。

一方、31〜45は神田本が『風土記鈔』と共有する例である。注目されるのは嶋根郡神社条「朝酌上社」の記載順である。これについて、『風土記鈔』では非神祇官社「朝酌下社」の前に記すのに対して、高野宮本では非神祇官社「玉結社」と「河原社」の間に記しているが、阿祢神社本は高野宮本の記載順を踏襲し、神田本は『風土記鈔』の記載順と一致させる。神田本に朱書の書入はなく、親本も同じと見られる。同神社条は高野宮本の補訂に由来すると考えられることから、神田本の祖本の段階で『風土記鈔』による校訂が行われ、記載順に変更が生じたと考えられよう。神田本と歴博本で共有する異同(43〜45)があることから、その校訂は歴博本系統の『風土記鈔』に依拠した可能性がある。

このように、阿祢神社本と神田本では、共通の祖本から分派した後、各系統で『風土記鈔』との対校が行われ、字句が校訂されたと考えられる。

② 『俗解鈔』本文の祖本の形態

阿祢神社本と神田本の本文を検討すると、その祖本の様相や転写段階の校訂が窺える。ここでは『俗解鈔』本文の祖本について、前項を踏まえて考えてみたい。

まず注目したいのは、神田本の秋鹿郡長江川条に付された朱書の書入である。

長江川条は脱落本では脱落し、『風土記鈔』など補訂本では補訂される条文の一つである。ところが、神田本に付された朱書の書入には「本写ニ長江川脱ス不審」とある。つまり、神田本の親本では長江川条は脱落していたのである。補訂本に位置付けられる『俗解鈔』の祖本の本文が脱落本に近い形を残していたと言えるのは注意すべきことである。

さらに、意宇郡冒頭の目録に見える「黒田駅家」も注目される。神田本に朱書の書入で「此四字本書ナシ」とあり、親本では脱落していたと分かる。これも脱落本で脱落する特徴的な字句である。しかし、高野宮本では「黒田駅家」が記されており、このことからすると、『俗解鈔』の祖本は高野宮本の後継ではなく、並列の関係にあると考えられる。

一方で、脱落本で脱落する、嶋根郡加賀郷条や同郡多久川条、神門郡宇比多伎山条は阿祢神社本・神田本で補訂されている。

ただし、阿祢神社本の加賀郷条の補訂文は、歴博本の同条補訂文の冒頭一五字を欠落させたものである。²²⁾これと同じ補訂文が高野宮本にも書入されており、同郡神社条と同様に高野宮本の書入を反映させたと考えられる。なお、神田本は歴博本に近い補訂文を記すが、判読不明の朱書の書入があり、神田本（親本）も阿祢神社本と同文であった可能性がある。

阿祢神社本の加賀郷条の方位「正北」が高野宮本とだけ一致することから同条は高野宮本に近いと分かるが、長江川条の例からすると、その祖本では補訂されていない可能性が考えられる。なお、多久川条についても同様に考えられる。

さらに、宇比多岐山条については高野宮本が「宇比瀧山」とするのに対して、阿

祢神社本・神田本は「宇比多岐山」として一致しない。長江川条の例から考えると、これも祖本では脱落しており、後に『風土記鈔』で校訂されたものではなからうか。

このように、『俗解鈔』本文の祖本は脱落本の様相を残したものであり、高野宮本の影響を受けて嶋根郡加賀郷条の一部や同郡神社条などを補訂した形態であったと考えられる。したがって、脱落本・補訂本の範疇では位置付けられないのではなからうか。

(二) 神田本鈔文の検討

次に、神田本『俗解鈔』の鈔文（注釈文）を検討する。

神田本の鈔文については、大日方克己氏による研究がある。大日方氏は、歴博本『風土記鈔』の後継本である桑原本『風土記鈔』と比較し、桑原本の文をさらに解釈して、より具体的に分かり易く表現を変えたり、独自の情報を補ったりしている点が神田本の特徴であると指摘する。²³⁾

まず、神田本と阿祢神社本の鈔文を比較すると、文字の相違はあるが、基本的に同内容である。しかしながら、神田本は阿祢神社本の鈔文をかなり省略していることが分かる。神田本が全ての神社条の鈔文を省略することが一例で、阿祢神社本には神社条の鈔文が記載されることから、『俗解鈔』の神社条には本来鈔文が存在したと考えられる。

神田本の鈔文を見ると、現地比定を中心に記し、その土地に関わる故事を一部の条文に付す傾向が見てとれる。一方で、現地比定に関連しない情報、祭神の比定あるいは著者・岸崎時照の見解などは省略しており、鈔文を短くする傾向が見出せる。また、神田本独自の鈔文への加筆は表現の変更程度にとどまり、新たな見解が加えられることは少ない。

○歴博本『風土記鈔』完道郷条鈔文

…宍道驛家、比天平者于白石濱、今十八町以西在宍道之廓矣、大穴持命追來之猪犬像石者今白石本郷村石宮大明神、是也、乃完道社、然者、羽父志村正字可為白猪石坎、今略曰白石（中略）有白石金山完道正重居城之旧墟、比天平者、佐佐布村為意宇出雲為二郡之界、故以伊自美社、書于出雲郡中、弘治年中、出雲郡学頭村高清水之城主米原平内兵衛、領於此辺之時、從完道馳精兵、以略取伊自見村軍原之辺、而後於此、伊自見村遂属于意宇郡、又按和名抄有來待郷、但能美郡割分時、以里為郷坎

○阿祢神社本『俗解鈔』完道郷条鈔文

…宍道驛家、天平之比、在白石濱、今者十八町西在宍道廓、大己貴命追猪犬像石者白石本郷村石宮大明神是也、然者羽父志村正字可為白猪石今略云白石乎（中略）白石金山有宍道正重居住之古城、天平之比、以佐々布村意宇出雲為二郡之堺、故以伊志美社書出雲郡中、弘治年出雲郡学頭村高清水城主米原平内領此所之時、從完道馳兵責略伊志見村軍原之辺、後伊自見村終入意宇郡也

○神田本『俗解鈔』完道郷条鈔文

…大己貴命追來猪犬像石者白石本郷村石宮大明神是也、則宍道之社也、天平之比、以佐々布村意宇出雲為二郡之堺、故以伊自美社書出雲郡中、弘治年中出雲郡学頭村高清水城主米原平内領此処之時、完道五郎左衛門馳兵責伊自見村、而後終入意宇郡也

意宇郡完道郷条の鈔文について、歴博本・阿祢神社本・神田本の当該部分を右に列記した。いずれも郡家からの里程と郷の領域に関する鈔文の後に記される。歴博本と阿祢神社本の鈔文中に太字で示したのが神田本の鈔文と対応する部分である。各鈔文を比較すると、歴博本と阿祢神社本の（中略）部分には、「狭井高社」など風土記社の比定、白石での塩冶高貞自害にまつわる旧跡などの記載があるが、こ

れを神田本では脱落させている。神田本では、完道郷条の郷名由来に関わる石宮大明神と、意宇郡と出雲郡の境界が変更された経緯のみを記しており、完道郷に直接関わらない付加的な情報は除いている。かかる姿勢は神田本の他の鈔文でも同様である。²⁴⁾

このように見ると、大日方氏が「さらに解釈して、より具体的に分かり易く表現を変えたり、独自の情報を補った」とした神田本の評価は一考を要する。なお、大日方氏が例示したのは出雲郡健部郷条鈔文で、同条鈔文は神田本と阿祢神社本では一致する。神田本で鈔文が省略されないのは、郷域に関わる記載のためであろう。ところで、このような神田本における鈔文の省略が親本に由来するのか、厚敬自身によるものかという点が問題となるが、これについては判然としない。

そこで注目されるのが秋鹿郡神名火山・足日山条である。

○歴博本

〈本文・神名火山／足日山〉鈔云、九里四十歩今一里十八町四十間、此山麓所謂有佐々太神社也、又足日山、郡家東北七里今一里六町、周一十里二百歩今二里十二町、蓋今朝日山觀音寺七社權現之所座也、此記書惠梯毛社、則是也

○阿祢神社本

〈本文・神名火山／足日山〉鈔曰、神名火山郡家東北九里四十歩者今一里十八町四拾間也、惠曇郷古浦内朝日山觀音寺七社權現之所坐也、此神社記書惠梯毛社矣、周一十四里今二里拾二町也、彼山麓佐田大神座山曰足日山、郡家東北七里今一里六町也、俗曰足日山於御笠矣

○神田本

〈本文・神名火山〉鈔曰、東北九里四十歩者今路一里十八町四十間也、惠曇郷古浦内朝日山觀音寺七社權現之所坐也、此神社記書惠梯毛社矣、周一十四里今路二里十二町也、彼山麓佐田大神座也
 〈本文・足日山〉鈔曰、東北七里者今路一里六町也、俗云三笠山也

歴博本・阿祢神社本では本文を神名火山条と足日山条の一連として、その後に鈔文を付けるが、神田本では神名火山条と足日山条の本文を分割し、それぞれに鈔文を付ける形に変えている。

鈔文の解釈を通して見ると、「佐太大神社」の所在について、歴博本では神名火山の麓とするが、阿祢神社本では神名火山の麓の「佐田大神」が所在する山を足日山と称すると、表現を変えている。そして、足日山を俗に「御笠」と言うとし、佐太神社の背後にある三笠山に比定する。その上で、神田本は阿祢神社本の解釈を踏まえて、分割した足日山条に「俗云三笠山也」と鈔文をつける。

神田本ではその他にも、本文の条文が本来は連続する嶋根郡布自伎美高山条・女岳条を分割して個々に鈔文を付けており、条文を分割する共通の方針があったと考えられる。したがって、秋鹿郡神名火山条・足日山条も、そうした方針に従ったと見られる。

かかる神田本での本文と鈔文の分割については、親本との異同を示す朱書の書入は認められない。嶋根郡朝酌郷条と山口郷条の記載の入れ替えには朱書の書入があり、それが厚敬の校訂に伴うと分かるが、秋鹿郡神名火山条・足日山条の分割は厚敬の書写以前に由来すると言える。本文異同にも、神田本の親本以前の段階で『風土記鈔』による校訂を受けた跡が認められ、本文・鈔文ともに厚敬が書写する前に人の手が入っていたと見るべきであろう。

一方で、鈔文の改変は、阿祢神社本にも散見される。例えば、嶋根郡手染郷条の鈔文を見ると、歴博本では別所村に「枕木山寺」ありとして、岸崎時照が公務の余暇に参詣した際の話の詳細に載せるが、阿祢神社本での当該部分は「観世音応現之地也、間往古者寺院繁多、今則不尔矣」と記し簡略化させている。⁽²⁶⁾さらに神田本に至っては阿祢神社本の鈔文も省略され、枕木山があると記すのみである。鈔文を簡潔にするのは『俗解鈔』の傾向とも言えそうである。

二、神田厚敬の学問的交流―本石橋家所蔵『続日本紀』をめぐる―

(一) 神田厚敬について

神田本『俗解鈔』には、神田厚敬による書写の際の本文校訂や書写後の書入が多数認められ、厚敬の積極的な風土記研究の一端が窺える。

厚敬については、先掲の大日方克己⁽²⁷⁾氏や佐藤雄一⁽²⁸⁾氏の論考に詳しいが、ここで改めて触れておきたい。厚敬自身に関する史料は少ない中で、春日信風『雲陽人物誌』(島根県立図書館本)に次の記載がある。

厚敬 神門郡古志ノ人

氏ハ神田通称彦左衛門

隠居号常有号無味菴

俳号東庵詩歌を好む

国中の旧事に委しコノ

神田の家代々長寿アリ

家号天徳

厚敬は神門郡古志郷の人で、隠居して常有・無味菴と号し、あるいは俳号を東庵と称して詩歌を好み、国中の旧事に通じたとある。家の屋号は天徳で、代々長寿であったともある。なお、厚敬は天保五年(一八三四)に八九歳で没した。⁽²⁹⁾

また、厚敬が文政十一年(一八二八)に著した『出雲国孝養伝』(島根県立図書館本)に記された追記には次の記載がある。⁽³⁰⁾

此出雲国孝養伝ハ文化より文政の頃、十郡々家へ行き郡役人に尋、先年より郡村の孝行ものを書集一冊を著作し、十郡下并松江両町の大年寄へ一部宛配分するの

由、安政七庚申の暮春神門郡々役人より書出し是に記し置なり

『出雲国孝養伝』をまとめるに際して、松江藩内十郡の郡役所を尋ねたとあり、厚敬の行動力を示している。さらに、各郡の郡役人や年寄と通じたことを示しており、厚敬の交友関係の広さが窺える。

そうした中で、厚敬は寛政十二年（一八〇〇）に神田本『俗解鈔』を書写し、天保四年（一八三三）には『出雲国風土記大成』をまとめたのである。

(二) 本石橋家所蔵『続日本紀』と神田厚敬

神田厚敬に関する史料は、これまで右に示した文献の記載や典籍が知られるだけであったが、出雲市平田町の石橋家（以下、本石橋家³¹⁾所蔵『続日本紀』が厚敬に関わる史料であることを新たに確認した。

近世における本石橋家は平田町の大地主であり、文久三年（一八六三）には津和野藩の国学者大国隆正が五か月間、同邸に滞在したことも知られる。³²⁾

① 本石橋家所蔵『続日本紀』について

本石橋家所蔵『続日本紀』は、明暦三年（一六五七）に立野春節が校訂した刊本である。同種の『続日本紀』は全国に多数現存し、島根県内でも島根県立図書館や島根大学附属図書館などに所蔵されている。四十巻二十冊からなり、本石橋家所蔵『続日本紀』は七冊（巻一〜巻十四）、七冊（巻十五〜巻二十八）、六冊（巻二十九〜巻四十）ごとに帙に納められている。各冊と帙の表紙はともに縹色であり、一体としてまとめられたようである。

各冊の巻首や巻末には「出雲国榑縫郡／国富八幡宮文庫」の朱印が押され、各帙の表には「歴史／廿一号／全廿冊／三包ノ内」と記した付箋が貼られている。これらの蔵書印や記載から、この『続日本紀』は国富八幡宮³³⁾の文庫にあったと分かる。

さらに、第三帙の巻四十の巻末には、「出雲国榑縫郡／国富八幡宮文庫」の印を重ねて、次の奥書が記されている。

寛政十一年未四月二十三日 発起金築図書源中久

美談村 水平助

為各々家運長栄祝祈也

松江 三好屋清兵衛

同 小豆澤浅右衛門

同 桑屋権平

右の奥書から、この『続日本紀』は寛政十一年（一七九九）四月二十三日に金築中久らが発起人となって、国富八幡宮の文庫へ奉納されたものと分かる。朱印の押印後に記されており、奉納を前提に誂えたのであろう。この奉納された日は、簾木佐家文書に「寛政十一年己未四月二十三日八幡宮正遷宮行列次第一通」と題する文書が残ることから、同八幡宮正遷宮の日であったと分かる。

近世において国富八幡宮の神主は金築、竹下両家が務めており、発起人筆頭の金築図書中久は八幡宮の神主と見られる。なお、「寛政四年榑縫郡村々萬指出帳」（旧平田本陣記念館所蔵）には八幡宮の神主として「美濃」と見えている。³⁵⁾

この頃に生まれ、後に八幡宮の神主を務めたのが金築春久（一八〇四〜一八七二）である。春久は、若年の時に鰐淵寺僧に和歌を学び、また、浜田藩の岡部春平に入門し国学や和歌を学んでいる。さらに、大国隆正と親交があり、隆正が幕府に追われた際、春久は隆正を出雲に連れ帰り、初め国富の自邸に寄寓させたが、後に平田の本石橋家へ移し逗留させている。³⁶⁾この春久・隆正と本石橋家をめぐると、国富八幡宮の『続日本紀』が本石橋家所蔵となる背景を考える上で注目される。

『続日本紀』を奉納した中久については判然としないが、春久の国学への傾倒からすると、中久も国学を志向した人物だったのではなからうか。

次に、金築中久と名を連ねる人物を見ていきたい。

美談村の「水平助」とは、水谷平助（一七六三～一八四三）と見られる。『簸川郡偉人篤行者伝』⁽³⁷⁾には、「実父母及び養父母に孝養をつくし、また難渋者を助け、村内の争論・家内不和等、実意をもって、おだやかに処理するなど奇特の行為により、藩主より褒状を数度にわたりうけた人」とあり、地域の名士であったと分かる。

また、松江の「三好屋清兵衛」「小豆澤浅右衛門」「桑屋権平」らは、いずれも松江の商家であろう。簾木佐家文書には「小豆澤浅右衛門・桑屋幸太郎・三好屋清兵衛」の名を列記する文書があり、彼らが八幡宮遷宮に参加したことが窺える。⁽³⁸⁾

その中でも小豆澤浅右衛門家に注目すると、寛政十一年は四代目浅右衛門覚三郎の時に当たる。同家は享保十六年（一七三一）から藩の御用商人となったが、覚三郎の時に経営が悪化し、寛政十二年には健康問題を理由に藩の役職の退役を願っている。⁽³⁹⁾したがって、寛政十一年の『続日本紀』奉納の時、覚三郎は厳しい状況の只中であつたと言え、「為各々家運長栄祝祈也」とした奉納の背景にはかかる現実的な問題があつたと考えられる。

一方で奉納品として六国史の一つが選定されるのは珍しく、その背景も考える必要があろう。そうした観点からすると、寛政十一年は出雲における国学の黎明期と呼べる時期に当たることが注目される。国学とは、日本古来の思考を日本人の基本の道と捉えて、古代の史料を文献学的に考究する学問であり、出雲の国学は杵築大社の千家俊信に始まる。

寛政四年（一七九二）、俊信は本居宣長へ入門し、主に書簡を通して国学を学んでいる。そして、寛政八年に俊信は本社に私塾「梅廼舎」を開き、出雲での国学の教授を本格化させ、門弟は二二四名に及んだとされる。⁽⁴⁰⁾この年の宣長から俊信への書簡には「国造様始古学段々発り申候御様子」とあつて、国学が出雲で次第に普及していた様子が記される。⁽⁴¹⁾そうした中で、寛政九年に俊信は『訂正出雲風土記』の校合を終える。

『続日本紀』も古代の参考史料として、国学の普及の中で重宝されたのではなからうか。ただし、『続日本紀』のみが八幡宮の文庫に存在したとは考え難く、帙に貼られた付箋の記載からすると、六国史を含めて多くの古典籍が文庫に配架されたと推測される。正遷宮に伴って文庫が新置された可能性もあり、当時の寺社文庫のあり方を考える上でも注目される。後述するように、本石橋家所蔵『続日本紀』は八幡宮奉納後に神田厚敬や俊信の門人・高橋定古に貸し出されており、奉納の背景には国学の普及があつたと見てよいであろう。

② 帙に貼付された厚敬の文

本石橋家所蔵『続日本紀』で注目されるのは、八幡宮奉納後に外部へ貸与されたことである。すなわち、第一帙の裏に貼付された二枚の付箋から、このことが分かる。そのうち一枚に「厚敬」の署名があり、もう一枚には文中に「宇加社の神主高橋定宰⁽⁴²⁾」とある。この「厚敬」の署名を神田本『俗解鈔』巻末にある厚敬の奥書の筆致と比較すると、ほぼ一致しており、「厚敬」の文は神田厚敬によると考えられる。その付箋の記載とは次の通りである。

金築中久大人の■らふ

続日本紀をかし給わりて

よみ侍りしにりにし奈良の

美屋古のいみしき御代を

あふき奉るころを

厚敬 上

したふそよ幾世の春か手に匂ふ

奈良の宮古の花の白妙

国富八幡宮の神主・金築中久から『続日本紀』を借りて読み、奈良の都の優れた時代を尊ぶ心情を和歌に詠んでいる。厚敬が借用した年代は判然としないが、寛政十二年（一八〇〇）に厚敬が書写した神田本『俗解鈔』には、意宇郡目録の頭注などで『続日本紀』からの引用文が記されており、この『続日本紀』の借用との関係が注目されよう。

厚敬に関する史料は少なく、この付箋に記された文は、風土記研究を志した厚敬の心情を直接的に伝えるものとして評価されよう。

なお、もう一枚の付箋に文を記した宇賀神社神主・高橋定宰（定古）は、千家俊信の門人録にも名が見えており、⁽⁴²⁾国学の普及の広がりが見える。国富八幡宮への『続日本紀』奉納は近隣にも知られ、好字の士の注目を集めたのであろう。

おわりに

本稿では、神田本『俗解鈔』の検討と、神田厚敬に関わる史料について述べた。

神田本『俗解鈔』には厚敬が本文校訂した際の朱書の書人が多数認められ、神田本の親本の様相を知ることができる。これらと阿祢神社本『俗解鈔』の本文とを検討すると、『俗解鈔』祖本の本文は、いわゆる補訂本とされる歴博本『風土記鈔』ではなく、高野宮本に近いことを指摘した。すなわち、高野宮本は脱落本ではあるが、嶋根郡加賀郷条の一部と同郡神社条を補訂し、『俗解鈔』の祖本はこれを踏まえたと考えられる。神田本の親本は脱落本で脱落する秋鹿郡長江川条を脱落させており、祖本は元々脱落本の形であったと考えられる。そうした祖本から、阿祢神社本、神田本に至る転写の過程で『風土記鈔』による校訂が行われたと考えられる。そのように考えると、『俗解鈔』は『風土記鈔』から変異した書物ではなく、当初から別に著されたものと改めて指摘できる。⁽⁴³⁾

また鈔文について、神田本には、現地比定に関連しない情報、祭神の比定あるいは著者・岸崎時照の見解などは省略し、鈔文を短くする傾向があることを指摘した。

とりわけ、各郡の神社条を省略するのが特徴的であり、その他の鈔文でも神社や寺院など信仰に関わる記載が比較的多く省略されている。その上で、厚敬が著した『出雲国風土記大成』では鈔文はさらに簡潔となる。すなわち、厚敬は鈔文を書写するに当たり、風土記記載の現地比定を主として、その他の記載は簡略化させる方針を持っていたのではなからうか。

また、出雲市平田町の本石橋家所蔵『続日本紀』について紹介した。

この『続日本紀』は寛政十一年に国富八幡宮文庫に奉納されたものであり、出雲で国学が普及し始めた時期と重なることから、奉納の背景についても注目できる。そうした書物が寺社文庫へ納められたことも興味深く、国学の普及の拠点として寺社が果たした役割を考える上でも、今後参考となる史料であろう。

神田厚敬や高橋定古が実際に八幡宮文庫からこの『続日本紀』を借りたことも分り、厚敬は『俗解鈔』の校訂に活かしたと考えられる。そのような史料は類例が少なく、風土記の研究史において貴重な書物と今後評価されることを期して筆を擱きたい。

【付記】本石橋家所蔵『続日本紀』を紹介するに際して、ご承諾頂いた石橋朝子氏に謝意を申し上げます。なお、同書は出雲弥生の森博物館二〇一九年春季企画展「ふるさと今昔物語その3―平田地域―」に関する調査で確認したものです。

註

- (1) 『出雲風土記鈔』の成立や諸本に関しては、大日方克己『出雲風土記抄』の成立と諸本』『影印 出雲風土記鈔（雲州風土記）』、島根県教育委員会、二〇二一年。
- (2) 島根大学附属図書館蔵。本書は島根大学附属図書館ホームページの「貴重資料デジタルアーカイブ」にて公開されている。
- (3) 佐藤雄一「後藤家所蔵『出雲国風土記大成』について」『古代文化研究』第二六号、二〇一八年。

- (4) 大日方克己「出雲風土記抄の諸本―島根大学附属図書館所蔵の桑原本・望月本・神田本を中心に―」、島根大学附属図書館報『崧雲』一八、二〇一六年。
- (5) 前掲註(3) 佐藤論文。
- (6) 前掲註(4) 大日方論文。
- (7) 阿祢神社(出雲市湖陵町)所蔵。出雲弥生の森博物館寄託。高橋周「阿祢神社本『出雲国風土記俗解鈔』の検討」『出雲弥生の森博物館研究紀要』第八集、二〇一〇年。
- (8) 前掲註(1)(4) 大日方論文。
- (9) 加藤義成「第一部 諸本の系統」「第二部 諸本概説」『校本出雲国風土記』参考編、出雲国風土記研究会、一九六八年。同「島根県下に伝存する『出雲国風土記』の写本について」『出雲国風土記論究』上、島根県古代文化センター、一九九五年。
- (10) 『俗解鈔』の名称については、「出雲国風土記俗解鈔」が適当と考える。註(9)加藤論文で報告される俗解鈔系の写本でも、江角家本や常松氏本の外題に「出雲国風土記俗解鈔」とある。小島氏本は外題に「出雲風土記」とあるが、阿祢神社本と同じく内題に「出雲国風土記俗解鈔」とする。小島氏本には俗解鈔系の写本に本来付かない岸崎時照の序などがあり、他の系統の『風土記鈔』の影響を受けたと見られる。また、熊野氏本は表紙に「出雲国風土記」として、次いで割書で「俗解鈔／嶋根郡」などと記すが、これは俗解鈔系の写本の多くで各郡条の冒頭に「○○郡俗解鈔」と記されることに対応する。このように確認できる写本の様相を見る限り「出雲国風土記俗解鈔」が本来の外題であったと考えられる。一方で、『出雲風土記鈔』の名称も一考を要する。元禄十三年(一七〇〇)書写の勝部氏本では外題や奥書に「出雲国風土記鈔」と見える。したがって、『出雲風土記鈔』も本来は「出雲国風土記鈔」の呼称だったのではなからうか。註(9)加藤論文でも「もと表題は『出雲国風土記鈔』とあったと考えられるが、今日代表的な写本となっている桑原本の表題が『出雲風土記鈔』となっているので、これを代表的呼称としている」とする。おそらく、「出雲風土記」の表記は、『出雲風土記解』『訂正出雲風土記』などの書物の影響を受けたものではなからうか。
- (11) 『俗解鈔』には松林寺宏雄の跋が付かないので、この書人は、跋が付く古代出雲歴史博物館本『風土記鈔』系統の写本を厚敬が目にしたことを示唆する。すなわち、その写本と校合した可能性も考えられる。
- (12) この他、巻末の裏表紙見返しには付箋が貼り付けられ、「天平五年ヨリ明治十年マテ／千五百年／天和三年ヨリ(岸崎時照／鈔ヲカケル年也)全／百九十五年」と記される。
- (13) 前掲註(1)(4) 大日方論文。
- (14) 前掲註(7)。
- (15) 島根県立古代出雲歴史博物館蔵。島根県古代文化センター編「影印 出雲風土記鈔(雲州風土記)」、島根県教育委員会、二〇一二年。
- (16) 島根県立大学蔵。影印は島根県古代文化センターに架蔵される。
- (17) 「脱落本」とは、嶋根郡加賀郷・生馬郷条が混在し、嶋根郡神社条の大半や同郡多久川条、秋鹿郡長江川条が脱落する写本。本稿では郷原家本がこれに当たる。高野宮本も脱落本の系統に当たるが、嶋根郡加賀郷条の一部と嶋根郡神社条全てを補訂する。一方の「補訂本」は脱落本の脱落部分を補訂した写本で、『風土記鈔』が最古本。
- (18) 内神社(松江市大垣町)蔵。島根県立古代出雲歴史博物館寄託。
- (19) 個人蔵(出雲市)。影印は島根県古代文化センターに架蔵される。
- (20) 前掲註(7) 高橋論文。
- (21) 脱落本で脱落する嶋根郡神社条は天和三年(一六八三)の『風土記鈔』での補訂が知られる。一方で、延宝五年(一六七七)書写の高野宮本にも補訂が加えられている。「表2」に示すように「稲上社」(歴博本「伊奈阿氣社」)、「稲積社」(歴博本「伊奈須美社」)など、『風土記鈔』と表記も異なる。
- (22) 一部欠落した補訂文は勝部氏本『風土記鈔』にも見える。
- (23) 前掲註(1)(4) 大日方論文。
- (24) 例えば、意宇郡教具寺条鈔文では、神田本は歴博本や阿祢神社本と同様に教具寺の後身は清水寺かと比定するが、阿祢神社本の「本尊者秘佛観音也、寺僧伝云草創大同元丙戌、不知尔也否、今者有僧院六坊、宗旨者天台派」(歴博本にも同様の記載あり)とする清水寺に関する文は省略し、付加的な情報を採用していない。しかし、例外的なのが嶋根郡法吉郷の鈔文である。同鈔文は歴博本と阿祢神社本で多少の異同はあるが、ほぼ同内容である。すなわち、郡家からの里程と郷域の比定を示した後、郷名由来の地を法吉村の「宇久比須谷」として、その西南四町に大森大明神があるとする。そして、白髪(白鹿)城を尼子氏家臣松田氏が居城としたこと、その後、弘治年中に毛利元就が荒隈山を拠点として松田氏を追い払い、尼子氏の本城・富田城を略取し、慶長年中(十三年)には堀尾吉晴が富田から松江城に移ったことや松江の名の由来が記される。さらに続けて、荒隈や中原、照床大明神の由来について説く。なお、松江の名の由来について、阿祢神社本で「呉ノ松江」とあって中国の故事に基づくことを示すが、歴博本では言及しない。これに対して、神田本は里程と郷域の比定は示すが、「宇久比須谷」や大森大明神には触れない。そして、堀尾吉晴が松江に移るまでの経

緯と松江の名の由来が記されるが、荒隈や中原、照床大明神の由来は省略されている。したがって、神田本が「今」の松江の由来に言及することは例外的ではあるが、やはりここでも付加的な情報を省略している。

(25) 前掲註(1)(4) 大日方論文。

(26) この他にも、神門郡新造院(朝山郷)条の鈔文について、歴博本ではこの新造院を「神門寺也」と比定し、神門寺と空海の説話を挿入するが、阿弥神社本では「神門寺 欵」として空海の説話を省略する。

(27) 前掲註(1)(4) 大日方論文。

(28) 前掲註(3) 佐藤論文。

(29) 前掲註(4) 大日方論文。

(30) 前掲註(4) 大日方論文。

(31) 同じ平田町内には「酒石橋」と呼ばれる分家があるため、その本家として「本石橋」と呼称される。

(32) 平田市誌編さん委員会編『平田市誌』、平田市教育委員会、一九六九年。

(33) 現在の縣神社。近世には「宇佐八幡」「八幡宮」と称された。出雲市国富町に所在。

(34) 出雲市国富町。国富郷土誌編纂委員会編『国富郷土誌』(国富公民館、一九九七年)作成時に編纂委員であった藤沢秀晴氏が文書目録を作成されている。当該文書は未見であり、今後実見できれば、『続日本紀』奉納と遷宮の関係が明らかにできることを期したい。

(35) 国富郷土誌編纂委員会編『国富郷土誌』、国富公民館、一九九七年。

(36) 前掲註(35)

(37) 簸川郡私立教育会編『簸川郡偉人篤行者伝』、簸川郡私立教育会、一九一九年。

(38) 前掲註(34)

(39) 「御用商人・小豆沢家」『松江市史』通史編三、松江市、二〇一九年。

(40) 西岡和彦「出雲大社の国学受容と千家俊信」(同『近世出雲大社の基礎的研究』、大明堂、二〇〇二年)、西岡和彦「千家俊信の学問形成と国学の普及活動」(公益財団法人いづも財団出雲大社御遷宮奉賛会編『出雲地域の学問・文芸の興隆と文化活動』、今井出版、二〇一八年)。

(41) 前掲註(40)

(42) 森田康之助解説「梅舎授業門人姓名録」、『神道学』八六号、一九七五年。

(43) 前掲註(7) 高橋論文。